

児童扶養手当減額の見直しを求める意見書(案)

2002年の母子寡婦福祉法の改定により、児童扶養手当の受給から5年間給付または7年を経過したときには、政令の定めるところにより、手当額の半額を超えない額を支給しないとされ、2008年度から実施されようとしています。すでに2002年の改定で半数が減額され、2006年には国庫負担率が4分の3から3分の1に削減され、今でも苦しい母子の暮らしを直撃しています。

2003年度からの母子家庭等自立支援対策にのっとり各自治体の自立支援事業は十分に進展しているとは言えません。職業紹介をされても非正規社員である場合が多く、住宅事情も改善しないなど、安定した暮らしを営めるという状況には至っていません。

母子家庭の母親の就労は83%（うち非正規が49%）、母子家庭の平均収入は子どものいる全所帯の平均年収の約30%です。児童扶養手当は、仕事と暮らしを両立させて子どもを育てていく上で、大きな支えとなっており、就労の阻害になっているものではありません。

よって国に対して来年度からの減額を行わないよう、求めるものです。

記

1. 児童扶養手当の5年間受給後または7年経過後の減額はしないこと。
2. 2002年の付帯決議を守り、国の責任で実施の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 月 日

摂津市議会

(日本共産党議員団提出)